

戦傷病者等の妻に対する特別給付金について現在受付を行っているもの

令和4年4月1日

特別給付金の種別	請求期間	備 考 ※1
第29回特別給付金い号 (額面は継続回数により異なる、 5年償還の記名国債)	令和3年4月1日から 令和6年4月1日まで	○第28回特別給付金い号の継続 ○新規(平成28年4月2以降、じ後重症により増加恩給等を受け、令和3年4月1日において戦傷病者等に該当する場合、平成28年4月2以後に戦傷病者等と婚姻したことにより、令和3年4月1日において戦傷病者等の妻である者)
第13回特別給付金た号 (額面5万円、5年償還の記名国債)	令和3年10月1日から 令和6年9月30日まで	夫である戦傷病者等が平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に死亡し、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第2項各号に掲げる公務扶助料等(※)の受給権を有していない妻(※①恩給法の公務扶助料、②恩給特例法の特例扶助料、③援護法の援護年金、遺族給与金(公務・勤務関連死亡)、④旧令共済組合特別措置法の殉職年金 等)

※1 継続分については、この国債を時効により受け取ることができなかった方も対象となります。